

北九州市安全・安心条例

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 安全・安心に関する市民意識の高いまちづくりの推進
(第9条—第14条)
- 第3章 安全・安心な環境の構築（第15条—第20条）
- 第4章 安全・安心に関する相談及び支援体制等の充実
(第21条・第22条)
- 第5章 安全・安心な都市イメージの発信（第23条・第24条）
- 第6章 推進体制等（第25条—第28条）
- 付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪、災害、交通事故その他これらに類する様々な事態から市民の安全が守られ、市民が安心して暮らすことができるまちづくり（以下「安全・安心なまちづくり」という。）に関する基本理念を定め、市並びに市民、地域団体、事業者及び学校の設置者（学校その他これに類する施設を設置し、又は管理する者をいう。以下同じ。）（以下「市民等」という。）の責務を明らかにすることにより、市及び市民等が安全・安心なまちづくりの基本となる方向性を共有し、一体となってこれに取り組む社会の形成を図り、もって市民等及び本市を訪れる人が、安全・安心を実感することができるまちを実現し、安全・安心なまちづくりを次の世代に継承することを目的とする。

（基本理念）

第2条 安全・安心なまちづくりは、市民が互いに支え合い、思いやりの良好な地域社会の中で、防犯、防災、青少年の非行防止、暴力団の排除等に取り組むとともに、これらの取組が次の世代に引き継がれるよう、安全・安心なまちづくりの新たな担い手を育むことにより推進されなければならない。

2 安全・安心なまちづくりは、子ども、女性、高齢者及び障害者に配慮するとともに、安全・安心を脅かす事態の未然防止及びこれに対応するための体制の整備を図ることを旨とし、次に掲げる事項を基本として取り組むものとする。

- (1) 市民等は、安全・安心に関する意識を自ら高め、行動すること。
- (2) 市及び市民等は、相互に連携を深め、安全・安心に関する環境の改善及び地域社会における防犯、青少年の非行防止その他の安全・安心に関する活動を協力して推進すること。
- (3) 市は、警察その他の関係機関と相互に連携を深め、安全・安心に関する相談体制、安全・安心に関する市民等の取組に対する支援体制等の充実を図ること。
- (4) 市及び市民等は、本市のイメージ向上のため、相互に、また、市内外に向けて、本市の安全・安心に関する情報の発信を行うこと。

(関係法令等)

第3条 安全・安心なまちづくりの推進に当たっては、この条例の趣旨を尊重した上で、その個別の取組については、安全・安心なまちづくりに関する法令（条例を含む。）、計画等の定めるところにより実施するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、安全・安心の確保について自ら知識を深め、主体的に行動するとともに、地域社会の一員として住民のきずなを深めるため、自治会その他の地域団体へ加入するなどして、安全・安心に関する活動への積極的な参加に努めるものとする。

2 市民は、市がこの条例に基づき実施する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(地域団体の責務)

第5条 地域団体は、連携して安全・安心に関する活動に取り組むとともに、安全・安心に関する情報の共有化を図るなどして、安全・安心なまちづくりに努めるものとする。

2 地域団体は、市がこの条例に基づき実施する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、安全・安心の確保について自ら知識を深め、主体的に行動するとともに、地域社会の一員として、安全・安心に関する活動への参加に努めるものとする。

2 事業者は、従業員の安全・安心に関する知識を深めるとともに、従業員の主体的な行動及び安全・安心に関する活動への積極的な参加を促進するよう努めるものとする。

3 事業者は、市がこの条例に基づき実施する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(学校の設置者の責務)

第7条 学校の設置者は、家庭、地域団体、市その他関係機関と積極的に連携を図り、安全・安心に関する教育及び啓発並びに教育環境の整備を行うなどして、安全・安心なまちづくりを推進するものとする。

(市の責務)

第8条 市は、市民等の安全・安心なまちづくりのための取組が円滑に推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、市民等及び警察その他の関係機関と相互に連携を図り、安全・安心なまちづくりのための施策を総合的、計画的かつ継続的に推進するための体制を整備するものとする。

3 市は、前2項に定めるもののほか、安全・安心なまちづくりのために必要な措置を講ずるものとする。

第2章 安全・安心に関する市民意識の高いまちづくりの推進

(安全・安心に関する意識の高揚及び行動の促進等)

第9条 市民等は、自らが犯罪、災害等の被害に遭わないよう、また自らが犯罪等を行い、又は青少年の非行及び犯罪（以下「非行等」という。）を助長しないよう、必要な知識を習得し、安全・安心に関する市民運動に積極的に参加するとともに、安全・安心を脅かす事態を知った場合は、その通報等に努めるものとする。

2 市は、安全・安心に関する広報、啓発等を積極的に行うことにより、市民等の安全・安心に関する意識の高揚を図るとともに、市民等に対する情報提供、助言その他の支援を行うことにより、市民等の主体的な行動を促進するよう努めるものとする。

(交通安全の推進)

第10条 市及び市民等は、警察その他の関係機関と連携し、高齢者の交通事故の防止、飲酒運転の撲滅その他交通安全の推進に一体となって取り組むものとする。

2 学校の設置者は、幼児、児童、生徒及び学生（以下「児童・生徒等」という。）並びに保護者及び教職員に対し、交通安全に関する教育、啓発及び情報提供を行い、交通安全に関する意識の高揚を図るとともに、交通安全に関する運動への参加の促進に努めるものとする。

(自転車の安全な利用の推進)

第11条 市及び市民等は、警察その他の関係機関と連携し、自転車の安全な利用の推進に一体となって取り組むものとする。

2 自転車利用者は、関係法令を遵守し、及び歩行者等に対する注意を払って安全運転に努めるとともに、自転車による事故その他の不測の事態に備えるよう努めるものとする。

3 市は、自転車の安全な利用を推進するため、自転車利用者の安全運転に関する意識の高揚を図るとともに、自転車の利用環境の整備に努めるものとする。

(暴力団の排除の推進)

第12条 市及び市民等は、安全・安心なまちづくりを行う上で、暴力団の排除の推進が極めて重要であることを認識し、暴力団を利用しない・暴力団に金を出さない・暴力団を恐れないということを基本に、警察その他の関係機関と連携し、暴力団の排除に一体となって取り組むものとする。

2 市及び市民等は、暴力団が社会に悪影響を与える存在であることを認識し、暴力団との交際を厳に慎むとともに、事業者は、その行う事業により暴力団を利することとならないよう努めるものとする。

3 市は、警察その他の関係機関と連携し、市民等の暴力団の排除に関する意識の高揚を図るとともに、市民等による暴力団の排除の自主的な取組を支援するなどして、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

(迷惑行為の防止の推進)

第13条 市及び市民等は、迷惑行為（北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例（平成20年北九州市条例第10号）第2条に規定する迷惑行為をいう。以下同じ。）が重大な犯罪を誘発する危険性を有することを認識し、相互に連携して、迷惑行為の防止に一体となって取り組むものとする。

2 市民等は、自ら迷惑行為を行わないようにするとともに、迷惑行為の防止を推進するための活動への参加に努めるものとする。

3 市は、市民等に対して、迷惑行為の防止に関する教育及び啓発を行い、迷惑行為の防止に関する意識の高揚を図るとともに、市民等が行う迷惑行為の防止のための取組を支援するなどして、迷惑行為の防止のための施策を推進するものとする。

(消費生活に関する安全・安心の推進)

第14条 市及び市民等は、消費者と事業者との間に情報の質及び量並びに交渉力等の格差が存することを認識し、消費生活に関する安全・安心の推進に一体となって取り組むものとする。

2 市民は、その消費生活の安全・安心を確保するため、必要な知識を自ら習得するとともに、必要な情報を収集する等自主的に行動するよう努めるものとする。

3 事業者は、その供給する商品等について、消費者の安全及び消費者との取引における公正の確保に努めるものとする。

4 市は、市民等に対して、消費生活に関する知識の普及及び啓発を行い、消費生活の安全・安心に関する意識の高揚を図るとともに、消費生活に関する情報提供、助言その他の支援を行うなどして、消費生活に関する安全・安心を確保するための施策を推進するものとする。

第3章 安全・安心な環境の構築

(地域における安全・安心に関する活動の推進)

第15条 市民は、安全・安心なまちづくりのため、居住地、就業場所等において、安全・安心に関する活動への参加及びこれを行う地域団体への加入に努めるものとする。

2 地域団体は、安全・安心に関する活動が継続的に行われるよう、市民の参加意欲の向上及び参加者の拡大に努めるものとする。

3 事業者は、安全・安心に関する従業員の意識の高揚を図るなどして、従業員が安全・安心に関する活動に参加しやすい職場環境の構築に努めるものとする。

4 市は、安全・安心に関する活動への参加者の拡大に係る取組を支援するなど

して、地域における安全・安心に関する活動の促進に努めるものとする。

(安全・安心に配慮した環境の整備)

- 第16条 市民は、自らが所有し、又は管理する土地及び建物について、安全・安心に配慮した整備及び管理を行うよう努めるものとする。
- 2 地域団体は、市と連携し、安全・安心に配慮した施設の整備及び管理を推進するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、自らが所有し、又は管理する土地及び建物について、安全・安心に配慮した整備及び管理を行うとともに、都市開発に当たっては、安全・安心に配慮した環境の整備に努めるものとする。
- 4 市は、安全・安心に配慮した公共施設の整備及び管理を行うなどして、安全・安心な環境の構築に努めるものとする。

(空き家及び空き地の適正管理)

- 第17条 市民等は、自らが所有し、又は管理する建物及び土地のうち現に使用していないもの（次項において「空き家及び空き地」という。）について、周辺の生活環境を悪化させないよう適正に管理するものとする。
- 2 市は、空き家及び空き地について、適正な管理が行われるよう関係法令に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(通学路等の安全確保)

- 第18条 市民等は、通学路、公園その他の児童・生徒等が日常的に利用する施設（以下この条において「通学路等」という。）の安全を確保するため、通学路等の環境の整備、児童・生徒等の見守り活動への参加等に努めるものとする。
- 2 市及び学校の設置者は、市民等と連携し、通学路等の環境の整備、見守り活動の推進その他の取組により、通学路等の安全の確保に努めるものとする。

(繁華街の安全確保)

- 第19条 市、繁華街において店舗等を所有し、又は管理する者及び事業を行う者並びに繁華街の存する地域の市民等は、警察その他の関係機関と連携し、悪質な客引き行為、スカウト行為等の防止を図るとともに、防犯カメラの設置等安全・安心に配慮した設備を整えるなどして、繁華街の安全・安心な環境の構築に努めるものとする。

(青少年の非行等を生まない環境の構築)

- 第20条 市及び市民等は、相互に連携を深め、青少年の規範意識の醸成、安全・安心に関する教育、補導等の活動、薬物乱用等を助長する有害環境への対策、いじめの防止等のための対策その他の青少年の健全な育成のための取組を推進するものとする。
- 2 事業者は、前項に定めるもののほか、その事業活動において、青少年の非行

等が起こりにくい環境の構築に取り組むとともに、薬物の不正な販売その他の不法行為及び青少年の非行等を助長する活動を行わないものとする。

第4章 安全・安心に関する相談及び支援体制等の充実

(青少年等の非行等からの立直り支援)

第21条 市民及び地域団体は、青少年の非行等からの立直りを支援する社会の形成に努めるものとする。

- 2 事業者は、青少年の非行等からの立直りを支援するため、就労機会の提供等に努めるものとする。
- 3 市は、警察その他の関係機関と連携し、青少年の非行等に関する相談並びに立直りのための修学支援及び就労支援の充実に努めるものとする。
- 4 市及び市民等は、青少年以外の者の立直りの支援については、前3項に定めるところに準じて取り組むものとする。

(安全・安心に関する相談及び支援体制)

第22条 市は、市民等の安全・安心を脅かす事態の未然防止を図るとともに、その対応のための体制、安全・安心に関する相談体制及び犯罪被害者等に対する支援体制の充実に努めるものとする。

- 2 市は、市民等が安全・安心を脅かす事態に係る通報及び情報提供を行いやすい仕組を構築するものとする。

第5章 安全・安心な都市イメージの発信

(安全・安心に関する情報の提供)

第23条 市は、警察その他の関係機関と連携し、市民等に対して安全・安心に関する情報を提供する仕組を構築するものとする。

(安全・安心なまち北九州市の情報発信)

第24条 市は、市内外に向け、本市の安全・安心なまちづくりに関する取組等についての情報の発信に努めるものとする。

- 2 市民等は、前項の情報を共有するとともに、その発信に努めるものとする。

第6章 推進体制等

(行動計画の策定)

第25条 市は、安全・安心なまちづくりに関する施策を総合的、計画的かつ継続的に推進するため、行動計画を策定するものとする。

(推進体制)

第26条 市は、前条の行動計画に定められた施策を円滑かつ着実に実施するため、市民等及び国、福岡県その他の関係機関と連携し、必要な推進体制を整備するものとする。

(市職員の責務)

第27条 市職員は、自ら安全・安心なまちづくりに関する知識を深めるとともに、安全・安心に関する活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

(効果検証)

第28条 市は、安全・安心なまちづくりに関する施策の進捗状況及び効果について、指標を設けて検証し、その結果を公表するものとする。

2 市は、安全・安心なまちづくりに関する施策の推進に当たり、安全・安心に関する活動を行っている市民等からの意見及び提案を聴取するものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。